

コロナ禍において 雇用の維持・人材の確保をご検討の皆様へ

出向を活用して
従業員の雇用
を守りたい

企業間の人材
マッチングを
後押しします。

質の高い労働力
を確保したい

即戦力となる人材
を確保したい

✓ 東海地域における人材マッチング支援

産業雇用安定センターと連携し、東海地域の企業を対象に、企業間の人材マッチングを実施しています。（無料）

- 人材マッチング支援の詳細、お申込みはこちら

（中部経済産業局ウェブサイト）



在籍型出向活用事例

- 事例① 短期離職が課題となる中、生産ラインの早期安定稼働を期待して、出向という形で責任ある人材を一定期間受け入れている。
- 事例② 人材の受入方法の選択肢が広がり、出向労働者の能力発揮により生産性の向上など職場が活性化する効果を期待し受け入れている。
- 事例③ 即戦力となる、モノづくりの経験があり、出向元企業で正社員として社内教育を受けた能力の高い人材を確保している。
- 事例④ 在籍型出向を経験することで、他分野等の新たな知識・経験を得た人材が戻ってくる。

- 在籍型出向への支援の詳細はこちら（厚生労働省ウェブサイト）



✓ 人材確保等促進税制（経済産業省）

新卒・中途採用※による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、新規雇用者への給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除します。

※在籍型出向による人材受け入れを含む

- ✓ **適用対象**：青色申告書を提出する**全企業**
- ✓ **適用期間**：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

【適用要件】

通常要件：**新規雇用者給与等支給額**が、前年度より**2%以上**増えていること

上乗せ要件：**教育訓練費の額**が、前年度より**20%以上**増えていること

【各用語の定義については、以下の経済産業省ウェブサイトをご覧ください。】

【税額控除】

控除対象新規雇用者給与等支給額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

控除対象新規雇用者給与等支給額の**20%**を法人税額又は所得税額から控除

ただし税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします

➤ 人材確保等促進税制の詳細はこちら

◎経済産業省ウェブサイト



◎税制サポートセンター

電話：03-6206-6588

平日9時～12時、13時～17時30分
(祝日及び8/10、12/29～1/3を除く)

✓ 産業雇用安定助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。



➤ 産業雇用安定助成金の詳細はこちら（厚生労働省ウェブサイト）